

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて提出する意見」に基づき講じた措置  
【令和元年度監査テーマ】消費税等に関する財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	所管課 事 項	監査の結果	措置の内容
指摘	1 (56)	【港湾空港課】 港湾空港課 課 税区分の誤りにつ いて	<p>消費税等申告書作成資料「平成29年度歳入決算内訳」、「同歳出決算内訳」及び「平成29年度港湾整備事業特別会計決算における不課税収入の用途の特定について」で課税区分に誤りが見られた。</p> <p>港湾空港課で作成している消費税等申告書作成資料には、注意を促す具体的な留意事項を記載した要領等が整備されていない。</p> <p>結果として、課税区分に誤りが生じており、消費税申告の基礎となる計算資料の正確性が担保されていない。</p> <p>基本的な課税区分についての誤りを防止するために、現状の取引を前提とする科目別再検討を実施し、具体的な留意事項の作成と資料作成担当者への周知が必要と考える。</p>	<p>平成30年度分の確定申告に当たり、課税区分の確認を行うとともに、基礎資料の作成者に対して、課税区分や留意事項について改めて通知を行った。</p>
意見	1 (57)	【港湾空港課】 港湾空港課 作 成要領の整備の必 要性について	<p>消費税申告書作成にあつては、国税庁パンフレット及び前任者からの「事務引継書」等を参照し作成しているが、提出を受けた「事務引継書」は2ページであり、留意事項においては、税務署等に問い合わせた結果等の記載もあるが、基本的な留意事項の誤りが防止できていない。</p> <p>消費税申告書作成に係る基本的な部分は、現状の「事務引継書」を参照することを前提にすると、記載情報の適時更新に留意しながら引継内容を充実させていく必要がある。</p> <p>そして作成される計算表や作成表については、実際に作成される表を使用して注意事項や留意事項を記載した、より具体的で誤り防止に効果のある作成要領の整備が必要と思われる。</p> <p>また、消費税についても、「申告書チェックリスト」を用いて最終的な確認を行い、年度別に作成されている消費税申告書ファイルに、他の作成資料と一緒に一連の必要資料として位置づけ、整備保管しておくことが適当と考える。</p>	<p>国税庁パンフレットや申告書チェックリストと併せて、注意事項や税務署への問合せ結果などの申告書作成に必要な書類を取りまとめ保管し、後任者へ引き継ぐこととする。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
指摘	2 (58)	【港湾空港課】 鹿児島地域振興局 係船料、港湾施設使用料及び目的外使用料の課税区分誤りについて	港湾使用料等調定（収入）報告書の港湾別資料から抽出して消費税の処理について検討した結果、課税区分の誤りが確認されたため、正確性が担保される体制を整備し、運用すべきである。 また、申告分類で異常な増減等があれば、申告前に相互に確認するなど、正確な基礎資料作成を図る必要がある。	平成30年度分の確定申告に当たり、課税区分の確認を行うとともに、基礎資料の作成者に対して、課税区分や留意事項について改めて通知を行った。 また、基礎資料作成に当たっては複数の職員で確認を行うこととする。
指摘	3 (58)	【港湾空港課】 港湾空港課及び鹿児島地域振興局 消費税等関係書類の保存期間について	消費税関係資料の保存期間は、県会計規則第151条及び別表7に規定されている。このうち請求書等同規則第111条に規定する帳簿及び書類は、他に定めるものを除き5年としている。消費税法における帳簿の保存期間は課税期間の翌日から2月を経過した月から7年とされているため、5年と規定されている帳簿等については、特に必要と認められたものとして期間を延長する必要があるが、延長されていなかった。 なお、仕入税額控除の適用をうけるためには、帳簿の記載と請求書の保存が求められる。 帳簿の保存期間を7年以上とし、消費税法の保存年限まで保管しておくべきである。	令和元年度以降の消費税関係の公文書については、保存期間を10年に改めた。 また、平成30年度以前の同文書については、保存期間満了時に保存期間の延長を行うこととしたい。
意見	2 (59)	【港湾空港課】 鹿児島地域振興局 徴収資料記載内容の正確性について	現在使用されている「平成〇年度港湾使用料等に係る消費税の申告分類総括表（その1）」、「平成〇年度港湾使用料等に係る消費税の申告分類総括表（その2）」の備考欄で、「係船料」については「外航船舶は免除」などの記載で注意が促されているが、当表は集計結果を示している総括表のため、個々の取引を処理する段階では、誤処理も発生している状況がある。 現状の記載様式が実際の処理担当者に対して十分で実効性のある注意喚起となっているかどうかについて検討する必要があると思われる。	令和元年度分の申告に当たり、総括表と併せて、整合性の確認欄を設けた内訳表を作成することとした。
意見	3 (59)	【港湾空港課】 鹿児島地域振興局 事務処理要領について	消費税計算の基礎資料を作成する鹿児島地域振興局において、事務処理マニュアル等がなく、手続が統一されていない状況である。 手続の統一化を図るため、事務処理マニュアル等を整備することが必要と思われる。	基礎資料の作成者に対して、報告書の様式や作成に当たっての注意事項を通知し、情報の共有を図った。

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
			れる。	
意見	4 (60)	【港湾空港課】 鹿児島地域振興局 集計作業の効率化について	<p>鹿児島地域振興局における消費税計算の基礎資料「課税区分ごとの収入」は、大量の調定台帳から担当者が手作業で集計し作成している。</p> <p>効率化する策として、会計データの利用が考えられる。しかし、現状の会計仕訳は1調定に対し1会計仕訳であり、調定データは課税区分が混在しているため、会計データは消費税計算の基礎資料とはならない。</p> <p>改善策として、調定を課税区分ごとに計上する方法を提案する。これにより集計作業が効率化されるとともに、集計誤りも減少すると期待される。</p>	<p>基礎資料の作成者に対して、課税区分や留意事項について改めて通知を行った。</p> <p>また、基礎資料作成に当たっては、複数の職員で確認を行うこととする。</p> <p>集計作業の効率化については、これらの取組みによる改善状況を踏まえながら対応を検討することとしたい。</p>
指摘	4 (68)	【県立病院課】 消費税等関係書類の保存期間について	<p>消費税法において、帳簿の保存期間は課税期間の翌日から2か月を経過した月から7年とされているが、保存期間を5年とし、同法が求める保存期間より短いものがあった。</p> <p>法が求める保存期間まで、保存されるよう改善すべきである。</p>	法が定める保存期間（7年）まで保存する。
指摘	5 (74)	【工業用水課】 消費税等関係書類の保存期間について	<p>消費税等に係る帳簿の保存期間は、課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年と定められている。</p> <p>当事業内ルールである文書管理表では、5年とされていた。</p> <p>保存期間を7年に延長すべきである。</p>	消費税法の規定に基づき、関係書類の保存期間を延長（7年）した。
意見	5 (57)	【工業用水課】 会計処理変更と消費税課税区分の取り扱いについて	<p>従来、資本的収支としていた維持管理負担金に係る収支を、平成30年度決算より収益的収支に変更した。この会計処理変更に伴い、消費税の課税区分について、従来は維持管理負担金見合いの鹿児島臨海環境整備基金収入を特定収入としていたが、平成30年度はこのうち課税支出に対応する金額を課税売上に変更した。</p> <p>上記会計処理変更は、あくまでも会計上の変更にすぎず、消費税課税区分に影響を及ぼすものではない。ただし、課税売上高、課税売上割合の数値には影響を及ぼすものの、特定収入の仕入税額控除特例計算により、結果として消費税額に与える影響は軽微である。</p>	今後、同様の収入が生じた場合においては、特定収入として適切に処理する。

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
			<p>今後は従来同様特定収入とすべきと考える。</p>	
意見	6 (75)	<p>【河川課】 県一般会計との取引における消費税課税区分の検討</p>	<p>川辺ダム共同施設の維持管理について、河川管理者である県（河川課）、鹿児島市、当事業の3者が持分に応じて負担する協約を結んでいる。この協定に基づき、鹿児島市及び当事業は、県に対して持分相当額の維持管理費を支払っているが、当協定書には消費税に関する記載はなく、県が維持管理費請求の際に発行する維持管理負担額通知書にも消費税額は明示されていない。</p> <p>維持管理費用の内訳には人件費等不課税取引も含まれている可能性もあるが、現状では支払側である当事業において課税区分の検討が困難な状況にある。</p> <p>県は、一般会計収入のうち課税取引と判断した取引については、消費税額を明示することが望まれる。</p>	<p>今後は、県が発行する維持管理負担額通知書に消費税相当額を明示することとした。</p>
意見	7 (75)	<p>【工業用水課】 令和元年度以降の消費税申告の留意点</p>	<p>当事業は定型的な取引が多いが、平成30年度の修正仕訳や収益的収支への変更等、通常とは違う会計処理を行う際には、課税区分について高度な判断が求められる。永田川施設が令和元年5月に廃止されたことにより、施設の解体費用や土地の処分、消費税率変更に伴う工事請負契約の経過措置等、非定型かつ金額的重要性が高い取引の発生が予想される。課税区分や消費税率等の判断に迷うときは、事前に税務署や専門家への照会等を行い、その検討結果を文書で記録・保管しておくことが望まれる。</p>	<p>今後とも、例年にない非定型的な取引が発生した場合は、専門家等へ相談して処理するとともに、その内容を記録・保管する。</p>
指摘	6 (92)	<p>【廃棄物・リサイクル対策課（（公財）鹿児島県環境整備公社）】 消費税等関係書類の保存期間について</p>	<p>消費税法において、帳簿の保存期間は課税期間の翌日から2か月を経過した月から7年とされているが、文書管理表において帳簿類のうち伝票綴（請求）及び伝票綴（支出）等について保存期間を5年とし、同法が求める保存期間より短いものがあった。</p> <p>また、仕入税額控除を実施しているが、この適用をうけるためには、帳簿の記載と請求書の保存が求められる。</p> <p>文書管理表を改訂し、法が求める保存期間まで保存されるよう改善すべきである。</p>	<p>文書管理表の改正を行い、指摘された文書について保存期間を10年に改正した。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
指摘	7 (92)	【廃棄物・リサイクル対策課（（公財）鹿児島県環境整備公社）】 課税区分ごとの取引内訳について	<p>会計事務所から提供されたワークシートを利用して、仕訳データを課税区分ごとに整理している。しかし、収入・支出の勘定科目別の課税区分の内訳は保管されておらず、担当者にヒアリングを実施しないと確認できない状況であった。</p> <p>収入・支出をどの課税区分で集計したのかわかるようにしておく必要があるが、担当者の交代や時間が経過すると、課税区分ごとに明細がないと説明が困難になるリスクがある。</p> <p>平成30年度以前については、仕訳データを加工する等により、同じ勘定科目で課税区分が異なる取引があるものについては、それぞれ内訳を作成し、保管すべきである。</p>	平成30年度以前において、同じ勘定科目で課税区分が異なる取引があるものについては、それぞれ内訳表を作成し、保存することとした。
意見	8 (93)	【廃棄物・リサイクル対策課（（公財）鹿児島県環境整備公社）】 消費税の適切な申告体制の持続について	<p>公社は職員が県からの派遣社員のみで構成されていること、定期的な人事異動が予定され、現担当者が県に帰任した場合、消費税関連業務の経験者はおらず、経験者が県より着任される可能性は低いこと、さらに、通常人事異動は4月1日を実施され、人事異動から消費税の申告期限まで2か月間しかないことから、人事異動があっても申告の前提となる決算作業や申告業務が停滞しないように、体制を構築する必要がある。</p> <p>公社内で人事ローテーションを実施し、たとえ担当者が県に帰任しても経験者が常に公社に残ることが必要である。また、スムーズに業務の引継ぎが実施されるように、マニュアルや課税区分等の検討記録、消費税法改正時の当公社における留意点などを整備することが、適切な申告体制の持続に必要と考える。</p>	<p>経理担当以外の総務課職員を副担当と位置づけ、日頃から経理事務の一部を処理させるなど人事異動に伴う申告義務の停滞等が起こらないよう、体制の構築を図った。</p> <p>また、適切な申告体制を維持するため、前述の内訳表に課税区分の注意事項等を記載したほか、事務の留意点をまとめ、公社内で共有できるようにした。</p>
意見	9 (97)	【森林経営課（（公財）鹿児島県林業担い手育成基金）】 消費税課税区分検討対象の網羅性について	<p>林業労働力支援センターでの宿泊研修において、研修参加者よりテキスト代、食事代、寝具クリーニング代を徴収している。これらは利用者からの実費相当額の預り金であり、消費税の対象外としている。</p> <p>預り金の入出金は帳簿外取引のため、本部担当者は、当該預り金の詳細については把握していなかった。立替金や預り金等は、たとえ簿外取引であっても消費税の課税区分を一度検討しておくことが必要と考える。</p>	<p>令和2年1月22日、会計事務所と協議を行い、林業労働力支援センターにおいて研修参加者より徴収しているテキスト代、食事代、寝具クリーニング代について、令和元年度から預り金収入及び預り金支出として帳簿計上することとし、取引情報は本部と林業労働力支援センターで共有することとした。</p> <p>また、消費税課税区分について検討し、マニュアルを作成し</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
			<p>今後は、会計事務所とも相談・協議の上、預り金収入及び預り金支出として帳簿計上することや、本部と林業労働力支援センターの情報共有を図ることを検討されたい。加えて消費税課税区分の検討内容及び検討結果を文書で残しておくべきと考える。</p>	<p>た。</p>
指摘	8 (97)	<p>【森林経営課 (（公財）鹿児島 県林業担い手育成 基金)】 課税売上割合の 算定について</p>	<p>消費税の課税売上割合の計算に際し、有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上とすべきところを有価証券売却益の5%を非課税売上としていた。 消費税をエクセルシートで手計算しているが、シート上の課税売上割合の計算シートの見出しが有価証券売却益とされていたことによる単純な誤計算と考えられる。有価証券関連仕訳について、使用する勘定コードや仕訳入力時の留意点などを会計事務所と慎重に検討し、マニュアルとして記録しておくべきと考える。これは単年度の事務の正確性を担保するだけでなく、今後の事務ローテーション時の引継ぎにも有用である。</p>	<p>課税売上割合の算定の誤りについて、過去3年分を修正申告し、納付した。 消費税の計算について、令和元年度から会計ソフトで自動計算する仕組みに改めた。 有価証券関連仕訳について、入力時の留意点等を取りまとめたマニュアルを作成した。</p>
指摘	9 (111)	<p>【農政課（（公 社）鹿児島県農 業・農村振興協 会)】 鹿児島6次産業化 サポートセンター 運營業務事業収益 について</p>	<p>6次産業化事業収益は、県からの受託事業収益である。この取引について、協会は非課税取引と判断している。 しかし、県と協会との業務委託契約書を確認したところ、業務委託料の項目に消費税等が含まれる旨の記載があった。そこで、所管課の県農政課にこの取引の課税区分を確認したところ、「協会から「課税事業者届出書」の提出があったため、課税事業者として契約した」との回答を得た。県は特に課税区分の判断は実施していないとのことであった。 この取引の課税区分について、非課税取引の要件を満たすのか再度検討を実施し、必要に応じて顧問税理士等の専門家の見解や税務署に質疑し文書回答等を求めるべきである。 今後、判断した課税区分により、契約書等関連文書の記載も統一すべきである。また、他にも非課税取引及び不課税取引と判断している取引で、契約書に消費税等の記載があるものについては、この取引と同様に課税区分の検討を実施し、課税区分と契約書の記載が異なるものについては、記載を変更すべきである。</p>	<p>当該取引の課税区分については、協会内で再度検討し、顧問税理士に相談の上、課税取引に該当すると判断した。これに伴い、契約書等関連文書の記載と課税区分は統一されることになるため、契約書等関連文書の記載内容に変更は生じない。 なお、平成30年度分の消費税については修正申告し、令和2年3月に納付したところである。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
			<p>県との委託取引及び補助金申請について「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」のいずれかの提出によって、金額が異なる場合もあるため、正確な届出書の提出が求められる。</p> <p>なお、6次産業化事業収益は、平成28年度で17,300千円(税込)である。この取引が課税取引であるならば、課税取引が10,000千円以上であるため、平成30年は課税事業者と判断されるため、消費税等の申告が必要と考えられる。</p>	
指摘	10 (112)	<p>【農政課((公社)鹿児島県農業・農村振興協会)】</p> <p>農林水産物認証受取手数料の徴収について</p>	<p>農林水産物認証受取手数料は、K-GAPの審査・認証手数料である。この手数料について、協会は「国等の手数料等」に該当するとして非課税取引としている。しかし、協会が規定する「K-GAP審査・認証取扱い要領」において、この審査・認証手数料に「消費税込み」と記載し、課税取引と判断される表記がなされていた。審査・認証手数料をこのように表示している理由は、消費税等を転嫁しているという意味で記載しているとのことである。</p> <p>協会はこの取引の課税区分について、非課税取引の要件を満たすのか、K-GAPの法令の定め等を県に確認し、必要に応じて顧問税理士等の専門家の見解や、税務署に質疑し文書回答等を求めるべきであると考えられる。</p> <p>上記で判断した課税区分により「K-GAP審査・認証取扱い要領」の記載の修正を検討すべきであると考えられる。</p>	<p>当該取引の課税区分については、法令の定め等を県に確認した上で、協会内で再度検討し、顧問税理士に相談の上、課税取引に該当すると判断した。</p> <p>農林水産物認証受取手数料(いわゆるK-GAP審査・認証に関わる受取手数料)については、課税取引に該当することから、「K-GAP審査・認証取扱い要領」の審査・認証手数料の「消費税込み」の表記変更は生じない。</p>
意見	10 (113)	<p>【農政課((公社)鹿児島県農業・農村振興協会)】</p> <p>消費税の届出・申告の承認について</p>	<p>過去の消費税等の届出や申告を確認したが、決裁文書等が整備されていなかった。</p> <p>実質的には、顧問税理士から説明を受けて届出・申告時に確認していたとのことである。今後は決裁文書等を整備し、業務運営規程で定める職務分掌どおりに決裁されたことを示す必要がある。</p>	<p>平成30年度分の修正申告及び令和元年度分の申告については、現行の業務運営規程に基づき申告したものの、決裁文書整備を確実にするため、税務申告の決裁根拠について、業務運営規程に明記することを、今夏以降の理事会に諮る予定である。</p>
指摘	11 (131)	<p>【畜産課((公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会)】</p> <p>消費税等関係書類の保存期間について</p>	<p>消費税法において、帳簿の保存期間は課税期間の翌日から2月を経過した月から7年とされている。また、仕入れに係る消費税額の控除を実施しているが、この適用を受けるためには、帳簿の記載と請求書の保存が求められる。文書・公印</p>	<p>令和2年3月25日に開催された理事会で、「文書・公印規定」の一部改正を行い、公認会計士から指導を受けたとおり、条文「消費税に関する帳簿及び請求書等」を保存期間を定める</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
			<p>規程において、消費税に関する帳簿類のうち保存期間について十分に明示されてはならず、規程の内容が不十分と考えられる。</p> <p>文書・公印規程において、法が求める保存期間まで帳簿類が保存されるよう明示した上で、各文書に関しそれに従い適切に保管すべきである。</p>	<p>基準の10年保存に変更した。</p>
指摘	12 (131)	<p>【畜産課（（公社）鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会）】</p> <p>全国団体等受託事業の課税区分について</p>	<p>事業収益のうち受取全国団体等受託事業の課税区分について、現状は不課税取引（特定収入）として区分されているが、これは全て委託事業であり課税取引と判断される。このことから、当該収益については課税売上に区分した上で、対応する事業費に関してもそれに応じた集計区分の変更が必要と考えられる。また、当該収益を課税売上とし、課税売上高が5億円を超える場合には、仕入税額控除については、現在の全額控除方式から個別対応方式もしくは一括比例配分方式の選択適用となることについても留意すべきである。</p> <p>各事業の受託契約の内容を精査した上で、課税区分に関する検討、見直しを行うべきと考える。</p> <p>また、必要に応じて顧問税理士等の専門家の見解や税務署に質疑し文書回答等を求めるべきである。なお、当該てん末については、文書化し、結果を保管しておくことが有用である。</p>	<p>令和2年3月25日、当協会の顧問公認会計士が、鹿児島税務署に照会に行き、また、令和2年4月2日、同税務署の審理専門官と協議した結果、不課税取引（特定収入）で問題ないとの旨回答があったことから、当協会の修正申告等の必要性はないことが判明した。</p> <p>当協会は、従前より課税売上高が5億円を超える場合には、仕入税額控除については個別対応方式で申告を行っている。（直近では、平成29年度分の申告）</p>
指摘	13 (132)	<p>【畜産課（（公社）鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会）】</p> <p>特定収入の集計方法について</p>	<p>特定収入を算出するにあたり、特定収入の金額には受取補助金の金額全額が集計対象となっているが、本来特定収入には該当しない「特定収入以外の収入（特定支出にのみ使用される収入）」（人件費等）が含まれていると判断される。</p> <p>「特定収入以外の収入（特定支出にのみ使用される収入）」（人件費等）について精査した上で、特定収入の算出方法の見直しを行うべきと考える。また、必要に応じて顧問税理士等の専門家の見解や税務署に質疑し文書回答を求めるべきである。なお、当該てん末については、文書化し、結果を保管しておくことが有用である。</p>	<p>令和元年度の申告に当たっては、当協会の顧問公認会計士の指導を受け、特定収入の算出方法の見直しを行い、人件費等については、不課税収入として処理した。</p> <p>当該てん末の結果については、「令和元年度包括外部監査結果に対する対応」として文書化し、保管した。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
指摘	14 (132)	<p>【畜産課（（公社）鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会）】</p> <p>固定資産の取得に係る仕入税額控除の金額の集計について</p>	<p>仕入税額控除の集計において、期中に取得した固定資産（課税）について集計がなされていないものが存在した。当協会では、当該金額は会計システムでの自動集計ではなく、別途エクセル表を用いて集計を行っているため、資本的支出に関するものが漏れていたものと考えられる。</p> <p>消費税の区分における集計方法として、会計システムから抽出した消費税のデータを用い自動抽出させることにより集計漏れは防ぐことが出来ると考えられるが、会計システムの機能によるところも大きいことから、集計時の留意点などを顧問会計事務所と慎重に検討し、マニュアルとして記録しておくべきと考える。</p>	<p>顧問公認会計士の指導を仰ぎ、仕入税額控除の集計表の見直しを行い、減価償却資産明細総括表（エクセル表）から固定資産の取得額を消費税区分明細書に反映するように措置し、集計漏れのないよう改善した。</p>
総合意見	1 (148)	<p>【港湾空港課，県立病院課，工業用水課，廃棄物・リサイクル対策課（（公財）鹿児島県環境整備公社），森林経営課（公財）鹿児島県林業担い手育成基金），農政課（（公社）鹿児島県農業・農村振興協会），畜産課（（公社）鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会）】</p> <p>内部統制の整備・運用の必要性について</p>	<p>当監査で15の団体等を対象としたが、消費税に関する内部統制の整備・運用の状況と指摘事項の発生は、一定の相関関係があるという結論に達した。</p> <p>内部統制の未整備に起因して誤りが発生しやすい状況となっていたため、単に指摘事項を翌期以降の申告業務で修正するだけでは不十分であり、持続的に適切な申告を実施するために消費税関連の内部統制を見直し、リスクの発生を合理的な水準まで抑える必要がある。</p> <p>内部統制の見直しでは、内部統制が適切に整備されている事例が参考となる。担当者の異動が想定される団体等では、人事ローテーションを実施し、経験者が複数いるようにすべきである。また、マニュアルや消費税区分に応じた勘定科目の整備、提出前の「国税庁チェックリスト」による検証も有効である。</p> <p>複数税率制度やインボイス制度導入により、消費税計算はさらに複雑になっている。よって消費税申告まで対応する会計ソフトの導入は、正確性のみならず効率性の点においても有用であると考えられる。</p> <p>最後に専門家の導入であるが、特に関与がされていない団体等で、今後申告業務等に懸念があれば、導入の検討を実施すべきである。</p>	<p>【港湾空港課】</p> <p>基礎資料の作成者に対して、課税区分や留意事項について改めて通知を行った。また、基礎資料作成に当たっては、複数の職員で確認を行うこととする。</p> <p>会計ソフトや専門家の導入については、これらの取組による改善状況を踏まえながら対応を検討することとしたい。</p> <p>【県立病院課】</p> <p>内部統制については、整備しており適切に運用している。</p> <p>なお、現行の内部統制により適切に対応できていることから、会計ソフトの導入及び専門家の導入については、現時点では必要ないが、今後も制度改正等に留意し、柔軟に対応する。</p> <p>【工業用水課】</p> <p>内部統制については整備しており、適切に運用している。</p> <p>また、消費税申告額を計算する会計ソフトは既に導入済みであり、今後とも税務申告時には国税庁のチェックリスト等を活用し、申告額に誤りがないよう複数で確認するなど適切に対応する。</p> <p>【廃棄物・リサイクル対策課（（公財）鹿児島県環境整備公社）】</p> <p>経理担当以外の総務課職員を</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事 項	監査の結果	措置の内容
				<p>副担当と位置づけ、日頃から経理事務の一部を処理させるなど人事異動に伴う申告義務の停滞等が起こらないよう、体制の構築を図った。</p> <p>また、適切な申告体制を維持するため、前述の内訳表に課税区分の注意事項等を記載したほか、事務の留意点をまとめ、公社内で共有できるようにした。</p> <p>【森林経営課（(公財)鹿児島県林業担い手育成基金)】</p> <p>内部の情報共有体制をさらに強化するとともに、作成したマニュアルに基づき、消費税の課税区分を複数名の職員で確認できるよう体制を見直した。</p> <p>専門家については既に導入済であるが、令和元年度より、これまで年1回行っていた会計指導を年2回（半期毎に1回）に変更し、より正確な会計処理を行える体制を整備した。</p> <p>【農政課（(公社)鹿児島県農業・農村振興協会)】</p> <p>今後、決裁文書の整備を確実にするため、税務申告の決裁根拠について、業務運営規程に明記することを、今夏以降の理事会に諮る予定である。</p> <p>また、会計担当職員については、消費税の研修を受けるなどして、研鑽を深めることとする。</p> <p>なお、会計処理は軽減税率に対応した会計ソフトの更新を令和元年9月に実施しており、税務書類の作成及び税務代理業務は専門の顧問税理士に委任しているところである。</p> <p>【畜産課（(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会)】</p> <p>今後とも、消費税、複数税率及び課税区分等については、当協会の顧問公認会計士に相談し、また、指導を受けて、適正に対応する。</p> <p>内部統制については、担当者が1人であることもあり、県の指導や理事会の意見等を踏まえ対応する。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
総合 意見	2 (149)	【監査委員事務局】 モニタリング部門の今後の対応について	<p>当監査の指摘事項等を受けて、監査委員事務局は来年度の監査で措置の状況を確認することになる。単に指摘事項の改善確認だけではなく、監査対象団体がリスクの発生を合理的な水準まで抑える内部統制が構築されているかという観点で確認して欲しい。また、地方公社及び第3セクターはサンプリングによる検証であり、他の団体も申告業務の不備等があるおそれがあり、留意する必要がある。</p> <p>なお、消費税等関連の誤りが、決算に与える影響が大きい場合、決算書の適正性が問題となるため、その際は必要な手続きを実施すべきである。</p>	<p>財政的援助団体等の監査において、対象団体に対し、内部統制の整備・運用の必要性について、複数の経験者の配置、マニュアルの整備、国税庁チェックリストによる検証等の状況の確認を行うこととする。</p> <p>消費税等の誤りが決算に与える影響が大きい場合、適切な対応を求めることとする。</p>
総合 意見	3 (149)	【人事課】 適切な人員の配置について	<p>県の特別会計、地方公営企業及び一部の第三セクター等については、県職員が消費税等の申告業務を実施している。消費税の申告業務で最も負荷がかかるのは、一般的には4月から5月の申告書作成の業務である。県の人事異動は4月1日が一般的である。4月の着任から、消費税の申告期限である5月末までのわずか2か月で消費税の申告書を作成するに足る知識を補うには相当に困難であろう。</p> <p>なお、消費税の申告業務は、一定の専門性が要求される。この確保も課題である。</p> <p>消費税の申告業務は、確定申告書の提出及び確定納付までが、1サイクルである。よって、業務を円滑に推進するためには、1年を通して、業務遂行できる環境を構築することが必要であろう。また、専門的な業務について、ローテーション間隔を長期化することも有効であると考えられる。</p> <p>専門性の確保について、人事課にヒアリングしたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務経験者の配置</li> <li>・ 有資格者の配置</li> <li>・ 担当者等研修の実施</li> </ul> <p>等により確保しているとのことであった。専門性の不足による誤謬も散見されたため業務の推進を支えるため、さらなる施策が必要である。</p>	<p>財務事務部署においても、職員の専門的知識や経験等を考慮して配置を行っている。</p> <p>指摘を考慮し、今後も適切な配置に努める。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事項	監査の結果	措置の内容
総合 意見	4 (150)	【農政課，河川課】 県の消費税申告等に対する対応について	課税区分の判定において、「非課税取引」の中には，料金の徴収等が県の法令に基づくものがどうかの判断が必要なものがあり，この判断は第3セクター等では判断が困難であった。このような事象について，第3セクター等から照会がある場合，適切な消費税申告のため対応する必要がある。 県の一般会計から発行された領収書について，課税取引かどうか判断できないものがあつた。相手方の適正な消費税等申告のためには，課税取引かどうか明らかにする必要がある。	【農政課】 第3セクター等から照会がある場合は，事業所管課等で適切に対応する。 【河川課】 今後は，県が発行する維持管理負担額通知書に消費税相当額を明示することとした。
総合 意見	5 (150)	【港湾空港課，県立病院課，工業用水課，廃棄物・リサイクル対策課（(公財)鹿児島県環境整備公社），畜産課（(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会）】 帳簿及び請求書等の保管について	帳簿及び請求書等の保管について，6事業所等で保管期間が短かつた。これは，県の会計規則が会計帳簿を原則5年としていることに起因していると思われる。今後留意する必要がある。 法律等で定める保管期間が規則等が求める保管期間より長い書類は，他にもあると思われる。よって，県は法律等の保管年限等を満たしているか調査し，法律等の保管年限で延長される書類について把握し保管する必要がある。	【港湾空港課】 令和元年度以降の消費税関係の公文書については，保存期間を10年に改めた。 また，平成30年度以前の同文書については，保存期間満了時に保存期間の延長を行うこととしたい。 【県立病院課】 法律等の保管年限等を満たしていないものはない。今後も法令等の改正に留意し，適切に対応する。 【工業用水課】 他に関係書類の保存期間の改正を要するものは確認されていない。 今後とも，関係法令等の改正に留意し，適正に対応する。 【廃棄物・リサイクル対策課（(公財)鹿児島県環境整備公社）】 文書管理表の改正を行い，指摘された文書について保存期間を10年に改正した。 法定より保管期間が短い書類がないか環境整備公社において調査した上で，文書管理表の提出を受け，当課においても，法定年限を満たしていることを確認した。 【畜産課（(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会）】 令和2年3月25日に開催された理事会で，「文書・公印規程」の一部改正を行い，公認会

区分	番号 (頁)	所管課 事 項	監査の結果	措置の内容
				計士から指導を受けたとおり、 条文「消費税に関する帳簿及び 請求書等」を保存期間を定める 基準の10年保存に変更した。